

# イーストスプリング 米国高格付社債オープン (愛称:合格点)

追加型投信 / 海外 / 債券



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書(交付目論見書)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等につきましては、以下の委託会社の照会先までお問合せください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

**イーストスプリング・インベストメンツ株式会社** 金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第379号

PCAアセット・マネジメント株式会社は、2012年2月14日付けで商号を「イーストスプリング・インベストメンツ株式会社」に変更いたしました。

ホームページアドレス <http://www.eastspringinvestments.co.jp/>

電話番号 03-5224-3400 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

**みずほ信託銀行株式会社** (再信託受託会社: 資産管理サービス信託銀行株式会社)

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	債券	その他資産(投資信託証券(債券 社債))	年 12 回(毎月)	北米	ファミリーファンド	なし

※商品分類および属性区分の内容につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご覧いただけます。

- 本書により行う「イーストスプリング米国高格付社債オープン」(以下「当ファンド」といいます。)の募集につきましては、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 23 年 9 月 7 日に関東財務局長に提出しており、平成 23 年 9 月 8 日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます。販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、当該請求を行った旨をご自身で記録しておくようにしてください。

#### <委託会社の情報>

委託会社名	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
設立年月日	平成 11 年 12 月 1 日
資本金	649.5 百万円(平成 23 年 12 月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額	5,307 億円(平成 23 年 12 月末現在)

# I ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

当ファンドは、主として米国の公社債に実質的に投資することにより、安定的な収益の確保とともに、信託財産の成長を図ることを目指した運用を行います。

## ファンドの特色

**1** 米国の投資適格公社債を実質的な主要投資対象とし、安全性を重視しながら、高い金利収入による安定的な収益の確保を目指します。

■原則として投資時において、S & PまたはムーディーズのいずれかによりBBB-※相当以上の格付けを得ている米国の公社債（投資適格公社債）に投資を行います。

※ S & Pにおける「BBB-」、またはムーディーズにおける「Baa3」。以下同じ。

■米国の投資適格公社債の中でも社債を中心に投資を行い、安全性と収益性を重視した運用を行います。

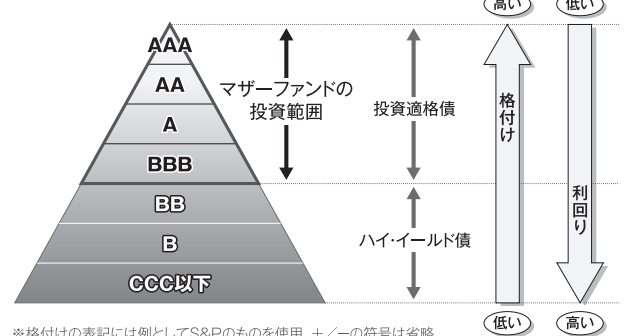
「投資適格公社債（投資適格債）」とは：

債券およびその発行体等のなかには、債務履行（元本および利子の支払い）の確実性の程度により、第三者機関によって格付けされているものがあります。BBB-相当以上に格付けされている公社債は「投資適格公社債（投資適格債）」と呼ばれ、当ファンドでは、格付けが付与されていない債券でも同等の信用水準を有すると判断される場合は投資対象とします。一方、BB+相当以下に格付けされている債券はハイ・イールド（高利回り）債などと呼ばれます。

「社債」とは：

企業がその信用力を裏付けとして資金調達のために発行する債券のことです。多くの社債は発行企業が籍を置く国の国債に比べて、通常信用リスクが高くなります。社債の利回りは、投資者が信用リスクを取る対価として得られる上乗せ金利（スプレッド）の分だけ、国債に比べて高くなっています。一般に、投資適格社債はハイ・イールド社債よりも信用リスクが低いため、投資適格社債の利回り水準は、国債よりも高く、ハイ・イールド社債よりも低くなる傾向にあります。

<格付けのイメージ>



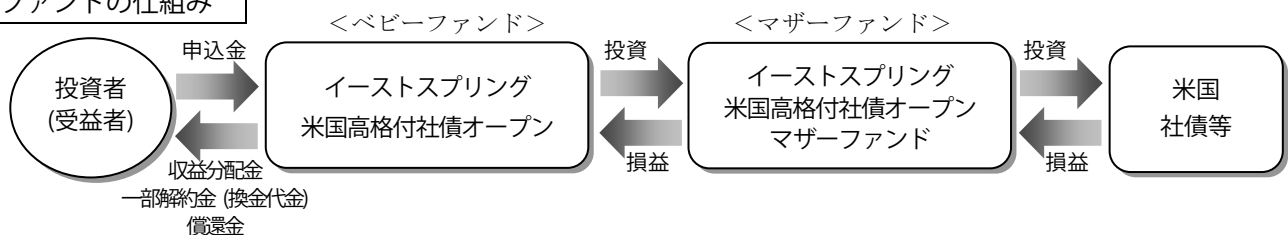
※格付けの表記には例としてS&Pのものを使用。+/-の符号は省略。

**2** マザーファンドの運用はピーピーエム アメリカ インク（PPMA）が行います。

■債券運用のスペシャリストとして安定運用を基本とするPPMAに、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。ただし、国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。

■格付機関や外部のアナリストの評価に依存せず、クレジット・アナリスト・チームが徹底した個別銘柄の調査・分析を行います。ポートフォリオ・マネジャーは、企業評価に加えて業種および個別銘柄の分散に配慮した銘柄選択およびポートフォリオ構築を行います。

### ファンドの仕組み



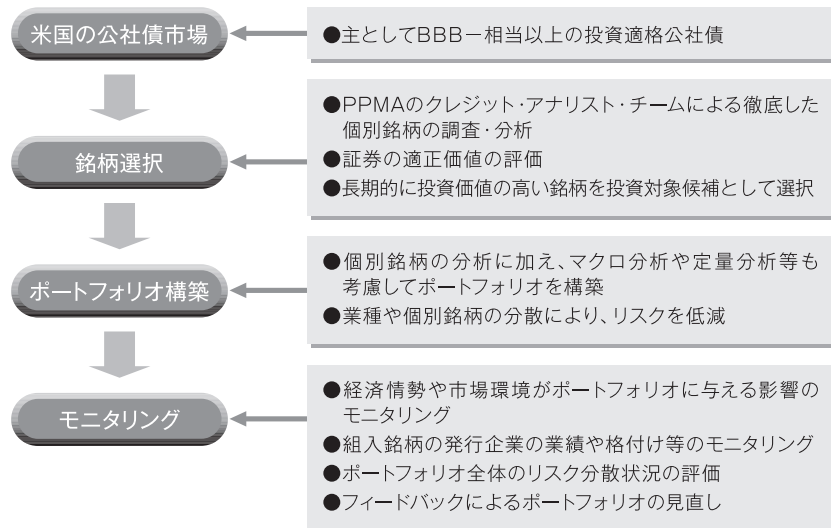
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式を採用し、「イーストスプリング米国高格付社債オープン マザーファンド」への投資を通じて、主として米国の投資適格公社債に投資します。
- ・「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまはベビーファンドに投資し、ベビーファンドはその資金を主としてマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

### 3

運用プロセス全体にわたってリスク管理を徹底し、投資リスクを抑えた運用を行います。

- PPMAでは、ボトムアップによる個別銘柄の分析に加え、トップダウンによる政治経済情勢等のマクロ分析や定量的なポートフォリオ分析を組合せることにより、リスク管理を徹底します。
- ポートフォリオの構築に当たっては、業種および個別銘柄の分散により、リスクの低減を図ります。
- 組入後、S & PまたはムーディーズのいずれかによりBBB-相当未満に格下げとなった債券を継続保有することは可能とします。ただし、保有する債券がS & PおよびムーディーズのいずれからBBB-相当未満に格下げとなった場合には、原則として3ヵ月以内に当該債券を売却します。

#### PPMAにおける運用プロセス



※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

### 4

原則として、為替ヘッジは行いません。

- 実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

### 5

毎月8日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配を行います。

- 原則として、毎決算時に、利子・配当等収益を中心に分配を行います。
- 委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、利子・配当等収益に加え、売買益（評価益を含みます。）等からも収益分配を行う場合があります。
- 分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

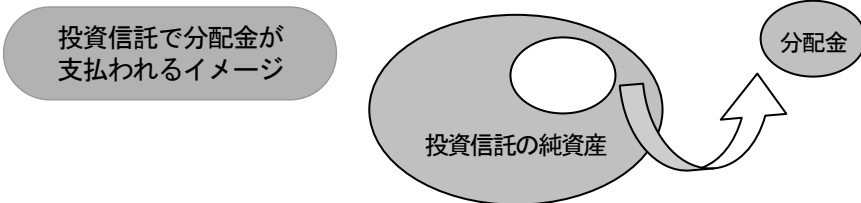
#### 主な投資制限

- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

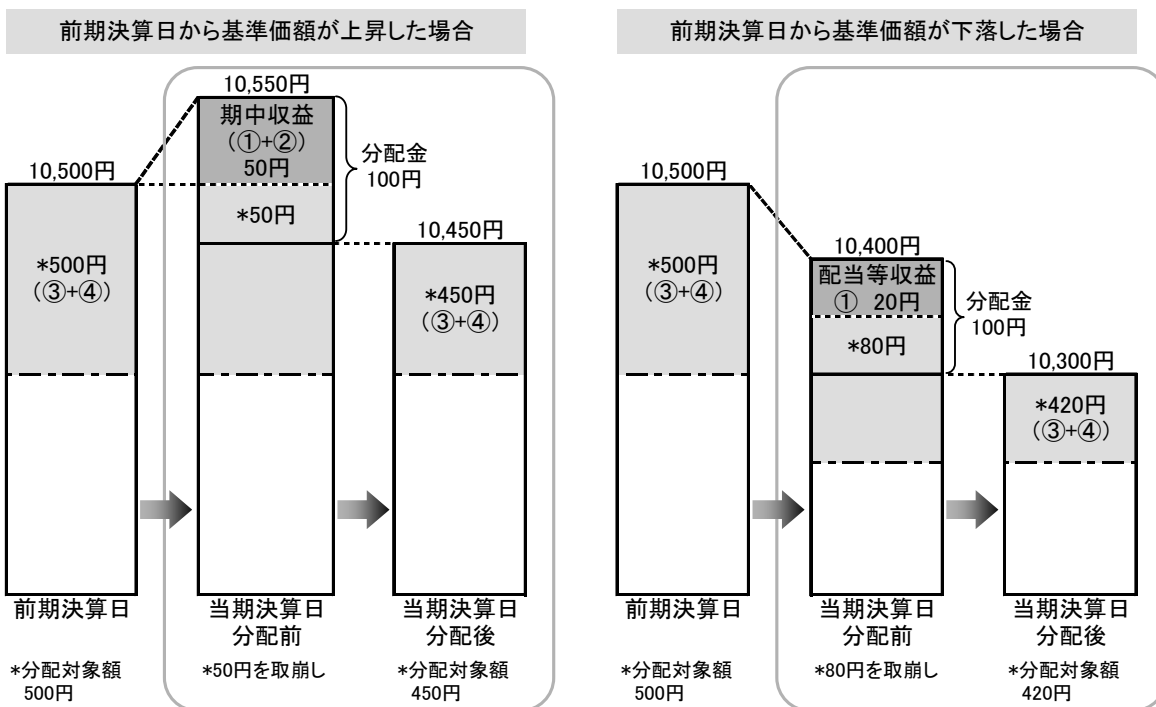
## 〔 収益分配金に関する留意事項 〕

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注) 分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

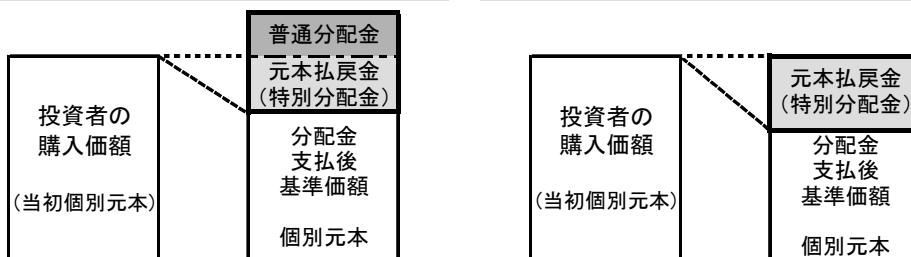
- ①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の売買益・評価益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。（特別分配金）

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

## Ⅱ

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、値動きのある有価証券を実質的な主要投資対象とするため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

### <基準価額の変動要因となる主なリスク>



#### 為替変動リスク 為替レートの変動による外貨建資産の価格変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



#### 金利変動リスク 金利変動による債券の価格変動リスク

一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落するため、基準価額の下落要因となります。当ファンドは主に債券に実質的に投資を行いますので、金利変動による債券価格の変動の影響を受けます。



#### 信用リスク 債券の発行者の債務不履行（元本や利子の支払い不能）リスク

債券の価格は、発行者の経営・財務状況によっても変動します。特に発行者に債務不履行やその可能性が生じた場合には、債券の価格は大きく下落する可能性があり、基準価額の下落要因となります。



#### 流動性リスク 市場における有価証券の取引量が少なく希望価格で売却できないリスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。マザーファンドは、複数のベビーファンドの資金を運用する場合があるため、他のベビーファンドからのマザーファンドへの資金流入の動向が、基準価額の変動要因となることがあります。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けたお申込みの受け付けを取消すことがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

## リスクの管理体制

委託会社では、運用部門において運用の委託先における投資方針の遵守状況および運用状況の確認、ならびに投資リスク等のフロント・モニタリングを行っています。また、運用部門から独立した部署が、投資ガイドライン等の遵守状況等に関し当該委託先から定期的な報告を求めるなどの所要のモニタリングを行うとともに、リスク管理委員会がリスク全般の管理を行っています。

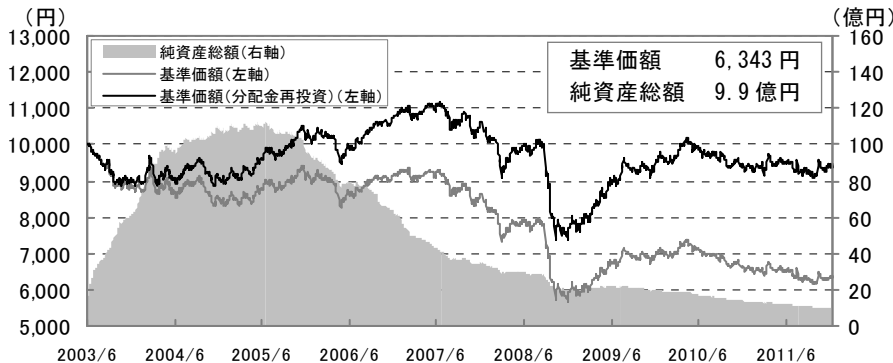


# 運用実績

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。2011年12月30日現在

## ■基準価額・純資産の推移 期間:設定日(2003年6月20日)~2011年12月30日



※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。

※基準価額(分配金再投資)は、信託報酬控除後かつ課税前分配金を全額再投資したもとして計算しています。

## ■分配の推移 (1万口当たり・課税前)

決算期	分配金
2011年8月(第96期)	25円
2011年9月(第97期)	25円
2011年10月(第98期)	25円
2011年11月(第99期)	25円
2011年12月(第100期)	25円
直近1年間累計	300円
設定来累計	3,157円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

## ■主要な資産の状況(マザーファンド)

### 資産別組入状況

資産の種類	比率(%)
米ドル建公社債	95.01
現金・その他	4.99

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。  
米ドル建公社債の比率は経過利子相当分を含んでいます。

### 組入上位10業種

順位	業種	比率(%)
1	銀行	19.71
2	非景気循環消費関連	11.14
3	通信	8.96
4	エネルギー	8.68
5	電力	5.65
6	保険	5.18
7	素材	4.94
8	テクノロジー	4.14
9	地方自治体	3.91
10	景気循環消費関連	3.74

### 格付別組入状況

格付け	比率(%)
AAA	8.00
AA+	9.51
AA	5.63
AA-	8.94
A+	6.05
A	12.05
A-	13.73
BBB+	17.07
BBB	15.45
BBB-	3.58

### 組入上位10銘柄

順位	銘柄	業種	利率(%)	償還日	格付け	比率(%)
1	BURLINGTON/SANTA	運輸	4.830	2023/1/15	AA	1.86
2	CSMC 2006-C5 A3	商業不動産担保証券	5.311	2039/12/15	AAA	1.78
3	PRICOA GLOBAL FUNDING	保険	5.300	2013/9/27	AA-	1.77
4	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	1.625	2013/3/15	AAA	1.68
5	BSKYB FINANCE UK PLC	通信	5.625	2015/10/15	BBB+	1.64
6	WASTE MANAGEMENT INC	資本財	7.100	2026/8/1	BBB	1.60
7	KRAFT FOODS	非景気循環消費関連	4.125	2016/2/9	BBB	1.45
8	XSTRATA FINANCE CANADA	素材	5.800	2016/11/15	BBB+	1.43
9	BEAR STEARNS CO INC	銀行	7.250	2018/2/1	AA-	1.36
10	KFW	政府保証	4.875	2019/6/17	AAA	1.32

※比率については、組入債券評価額の合計を100%として計算しています。

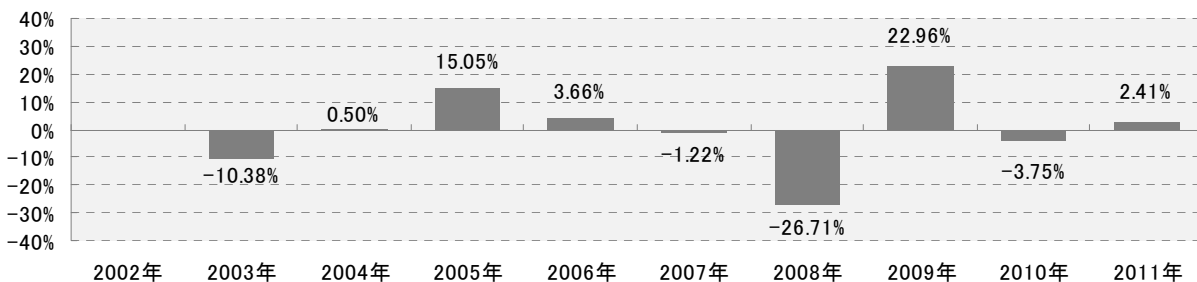
※業種については、パークレイズ・キャピタル米国クレジット・インデックスの業種区分に準じて表示しています(一部当社判断に基づく分類を採用)。

※格付けは、S&PおよびMoody'sの格付けを基に、当社が独自に評価したものです。

※景気循環消費関連には自動車・自動車部品、アパレルなどが、非景気循環消費関連には食品、医薬品、たばこなどが含まれます。

## ■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。



※年間収益率は、課税前分配金を全額再投資したもとして計算しています。

※2003年は、設定日(2003年6月20日)から2003年12月末までの収益率です。

# IV

## 手続・手数料等

### お申込メモ

購入単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。 詳細については、お申込みの販売会社または表紙に記載する照会先までお問合せください。
購入価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	購入代金はお申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
換金価額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
換金代金	換金の受付日から起算して原則として5営業日目からお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	営業日が以下の日のいずれかにあたる場合は、購入・換金のお申込みはできません。 ①ニューヨーク証券取引所の休場日 ②ニューヨークの銀行休業日
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込分とします。
購入の申込期間	平成23年9月8日から平成24年9月6日までとします。 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお申込みの受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
信託期間	原則として無期限（平成15年6月20日設定）
繰上償還	受益権の総口数が20億口を下回ることとなった場合、信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、委託会社の判断により繰上償還を行う場合があります。
決算日	原則として毎月8日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	原則として毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。 また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、年2回（6月および12月）の決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

### ファンドの費用・税金

#### <ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料 2.625%（税抜2.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。
- 信託財産留保額 換金の受付日の翌営業日の基準価額に0.2%の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬） 純資産総額に対して年率1.176%（税抜1.12%）  
信託期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期末または信託終了時に信託財産から支払われます。

配分	委託会社	年率0.5775%（税抜0.55%）
	販売会社	年率0.5250%（税抜0.50%）
	受託会社	年率0.0735%（税抜0.07%）

※委託会社の報酬にはマザーファンドの運用の委託先への報酬が含まれます。

■その他の費用・手数料 有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、監査費用等を信託財産よりご負担いただきます。  
※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

※手数料等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法の概要は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### <税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、平成24年1月末現在のもので、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%、平成26年1月1日以降は20.315%の税率となる予定です。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。